

東区香椎浜ふ頭 2 丁目 15 番 78、21 番 12

物件確認事項

登記簿謄本	… P 1
公図	… P 3
地積測量図	… P 6
境界点写真	… P10
都市計画情報（準工業地域・第二種住居地域）	… P13
博多港臨港地区及び分区指定図	… P15
博多港港湾計画図	… P16
洪水ハザードマップ	… P17
高潮ハザードマップ	… P18
津波ハザードマップ	… P19
土砂災害ハザードマップ	… P20
揺れやすさマップ	… P21
埋蔵文化（遺跡）分布マップ	… P22
配水管管理図	… P23
下水道台帳	… P25
埋立護岸の位置等について	… P26

表 題 部	(土地の表示)	調製	余 白	不動産番号	2900001373907
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
15番78	雑種地	1566		15番76から分筆 〔令和6年7月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成25年9月4日 第15893号	所有者 福 岡 市 順位1番の登記を転写 令和6年7月24日受付 第46147号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月31日
福岡法務局

登記官

檀 英 俊

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D71702 (3 / 5)

1 / 1



表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2900001373908
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
21番12	雑種地	188		21番10から分筆 〔令和6年7月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成11年4月14日 第7343号	所有者 福 岡 市 順位1番の登記を転写 令和6年7月24日受付 第46148号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年7月31日

福岡法務局

登記官

檀 英 俊

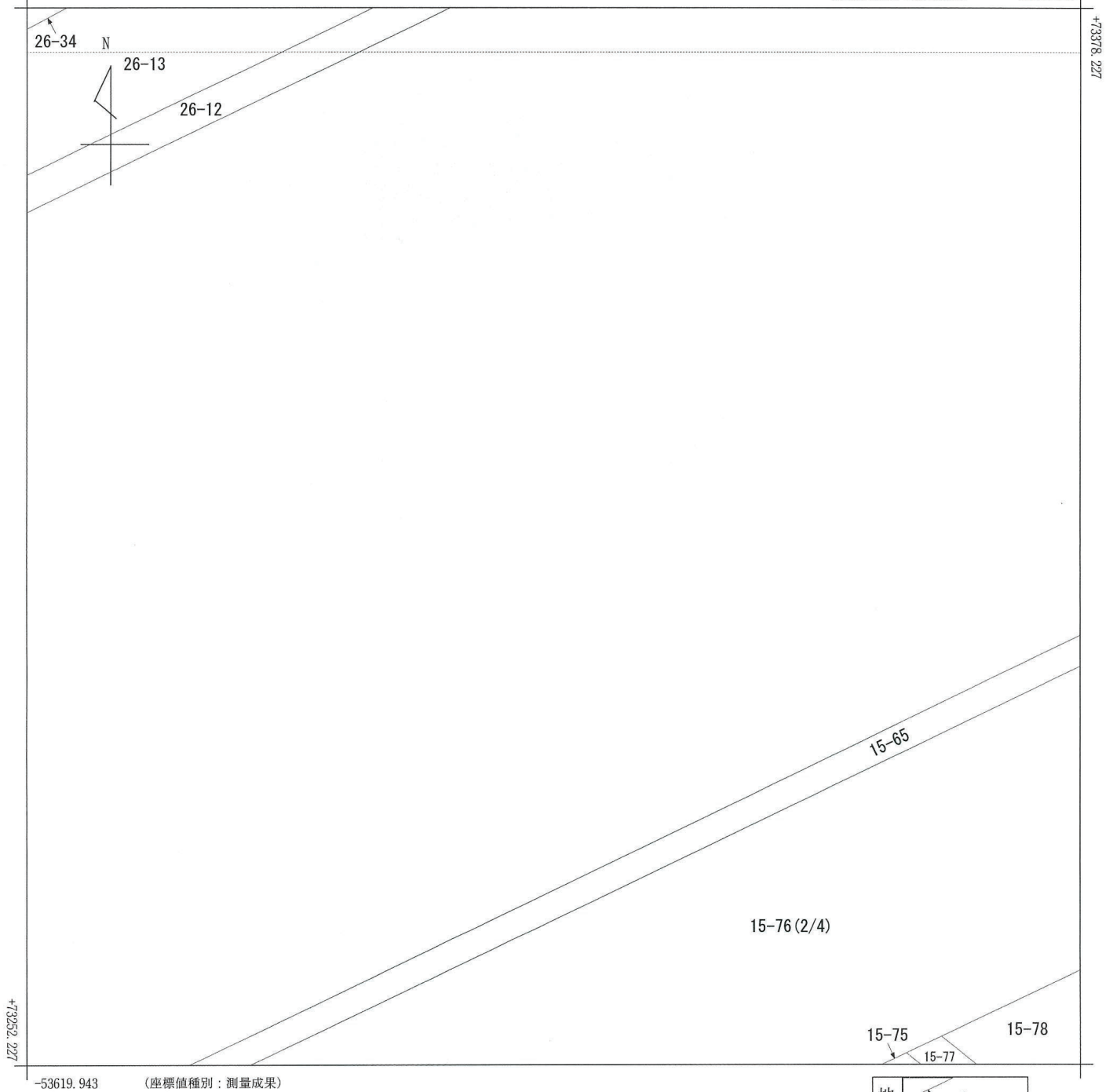
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D71702 (5 / 5)

1 / 1





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(fukuoka2005.par)による修正がされています。



請求部	所在	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目				地番	15番76			
出力縮	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	II	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

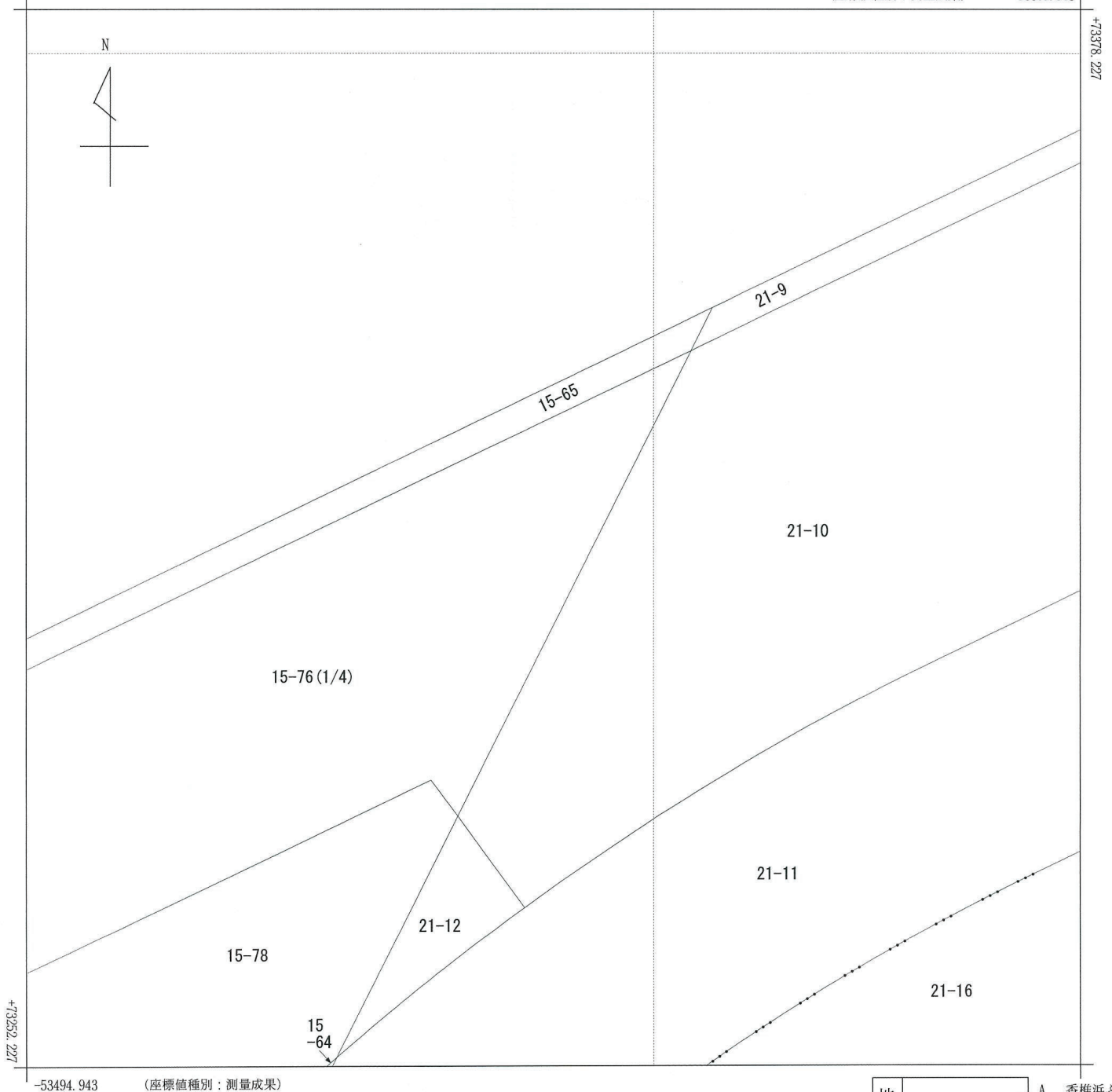
令和6年7月31日
福岡法務局

請求番号：9-1
(1/4)

登記官

檀英俊

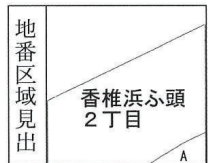




-53494.943 (座標値種別：測量成果)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(fukuoka2005.par)による修正がされています。

A 香椎浜ふ頭
1丁目

請 求 分	所 在	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目				地 番	15番76			
出 力 縮	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 番 号 又 は 記 号	II	分 類	地図に準ずる図面		種 類	その他
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

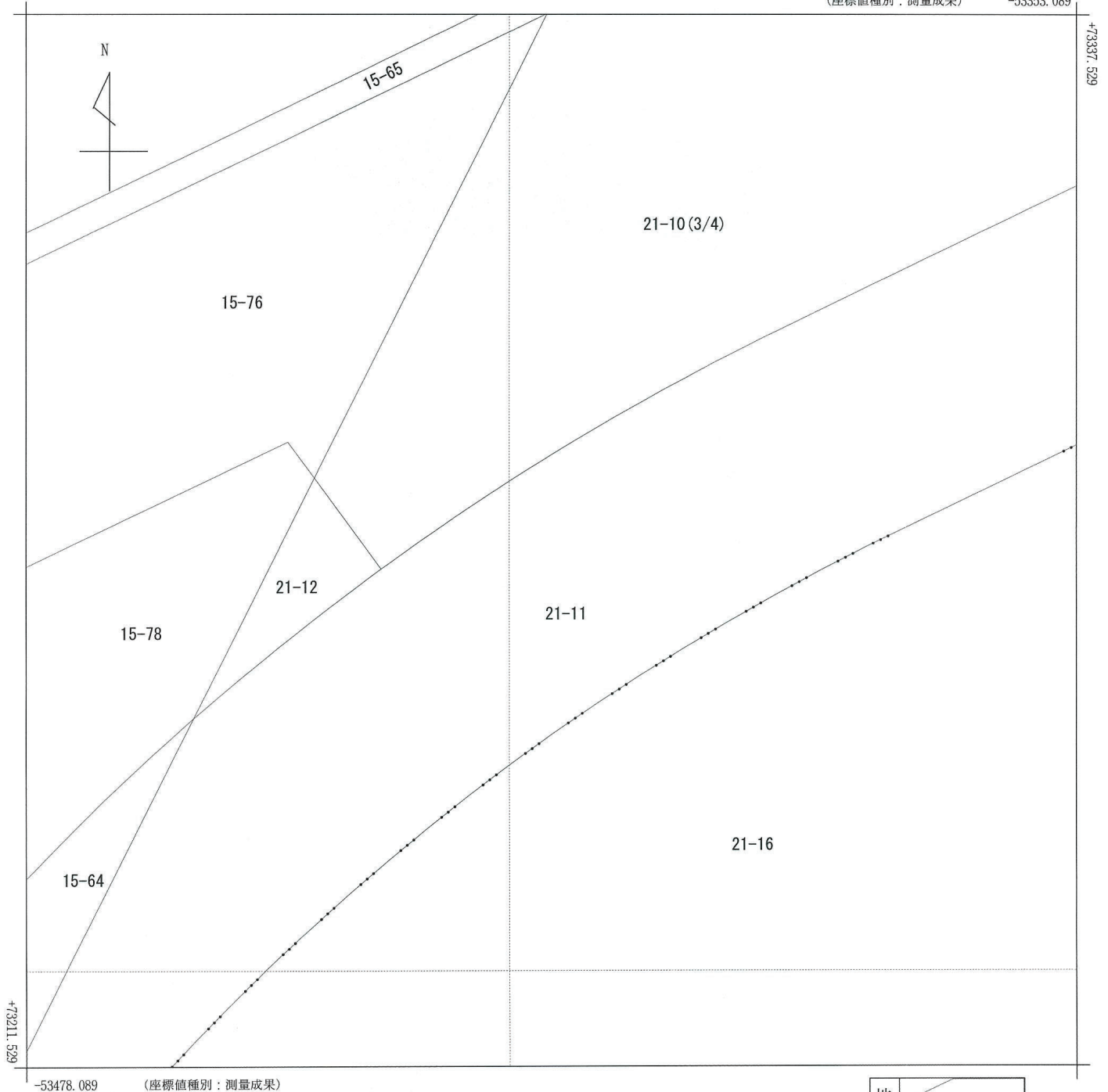
令和6年7月31日
福岡法務局

請求番号：9-1
(2/4)

登記官

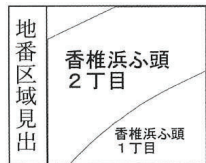
檀英俊





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(fukuoka2005.par)による修正がされています。



請求部	所在	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目				地番	21番10			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	II	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年7月31日
福岡法務局

請求番号：9-2
(3/4)

登記官

檀英俊



登記年月日：令和6年7月24日

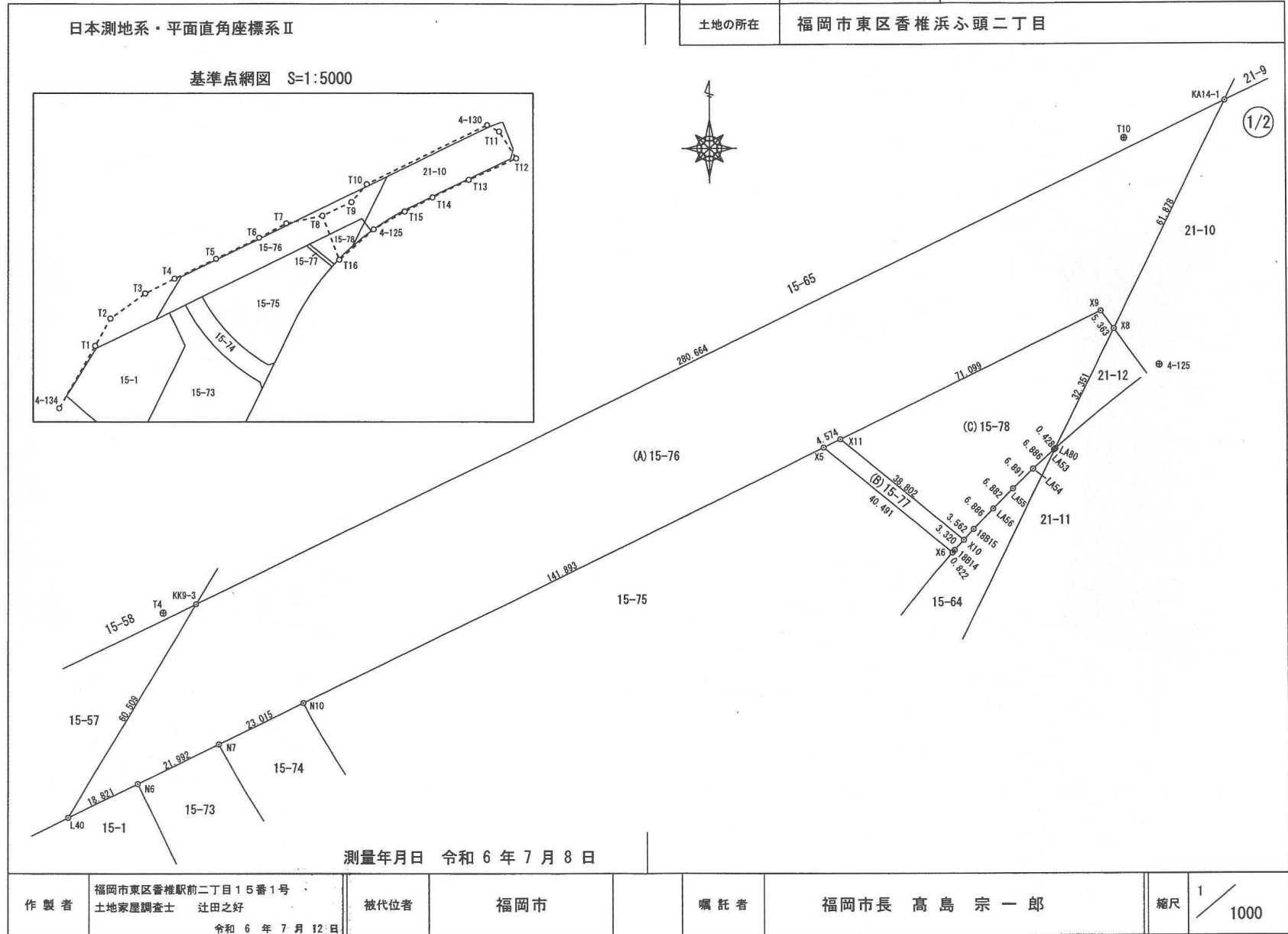
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年7月31日 福岡法務局

登記官

檀英俊



地番	15-76, 15-77, 15-78	地積測量図
土地の所在	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目	



登記年月日：令和6年7月24日

令和6年7月31日
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
福岡法務局

登記官

檀英俊



日本測地系・平面直角座標系Ⅱ

座 標 求 積 表

地 番	(A) 15-76				
No.	標 識	Xn	Yn	辺 長	点間No
L40	既・コンクリート杭	72790.998	-53479.624	18.821	N6
N6	既・コンクリート杭	72799.196	-53462.682	21.992	N7
N7	新・コンクリート杭	72808.775	-53442.886	23.015	N10
N10	新・コンクリート杭	72818.800	-53422.169	141.893	X5
X5	新・金属プレート	72880.604	-53294.443	4.574	X11
X11	新・コンクリート杭	72882.596	-53290.326	71.099	X9
X9	新・コンクリート杭	72913.564	-53226.326	5.363	X8
X8		72909.252	-53223.138	61.878	KA14-1
KA14-1	既・コンクリート杭	72964.636	-53195.542	280.664	KK9-3
KK9-3	新・コンクリート杭	72842.825	-53448.395	60.509	L40
		倍 面 積		18759.302401	
		面 積		9379.6512005	
		地 積		9379.65 m ²	

地 番	(B) 15-77				
No.	標 識	Xn	Yn	辺 長	点間No
X11	新・コンクリート杭	72882.596	-53290.326	4.574	X5
X5	新・金属プレート	72880.604	-53294.443	40.491	X6
X6	既・金属プレート	72855.209	-53262.905	0.822	18B14
18B14	既・金属プレート	72855.824	-53262.359	3.320	X10
X10	新・金属プレート	72858.261	-53260.104	38.802	X11
		倍 面 積		327.718567	
		面 積		163.8592835	
		地 積		163.85 m ²	

地 番	(C) 15-78				
No.	標 識	Xn	Yn	辺 長	点間No
X11	新・コンクリート杭	72882.596	-53290.326	38.802	X10
X10	新・金属プレート	72858.261	-53260.104	3.562	18B15
18B15	既・金属プレート	72860.875	-53257.685	6.886	LA56
LA56	既・金属プレート	72865.822	-53252.895	6.882	LA55
LA55	既・金属プレート	72870.662	-53248.002	6.891	LA54
LA54	既・金属プレート	72875.395	-53242.994	6.886	LA53
LA53	既・金属プレート	72880.017	-53237.890	0.428	LA80
LA80	既・金属プレート	72880.297	-53237.566	32.351	X8
X8		72909.252	-53223.138	5.363	X9
X9	新・コンクリート杭	72913.564	-53226.326	71.099	X11
		倍 面 積		3133.281316	
		面 積		1566.6406580	
		地 積		1566.64 m ²	

公式 $A=1/2 \sum (X_2-Y_1)(Y_1+Y_2)$

測量年月日 令和 6 年 7 月 8 日

作 製 者	福岡市東区香椎駅前二丁目15番1号 土地家屋調査士 辻田之好 令和 6 年 7 月 12 日	被代位者	福岡市	囑 託 者	福岡市長 高 島 宗 一 郎	縮 尺	／
-------	--	------	-----	-------	----------------	-----	---

地 番	15-76, 15-77, 15-78	地 積 測 量 図
土地の所在	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目	

既 知 点 座 標 一 覧 表

測 点 名	X 座 標	Y 座 標	種 別
4-125	72900.500	-53212.028	4級基準点(金属標)
4-130	73027.159	-53073.264	4級基準点(金属標)
4-134	72683.491	-53597.110	4級基準点(金属標)

引 照 点 座 標 一 覧 表

測 点 名	X 座 標	Y 座 標	種 別
T4	72840.665	-53456.515	金属標(真鍮)
T10	72955.527	-53220.432	金属標(真鍮)

2/2

登記年月日：令和6年7月24日

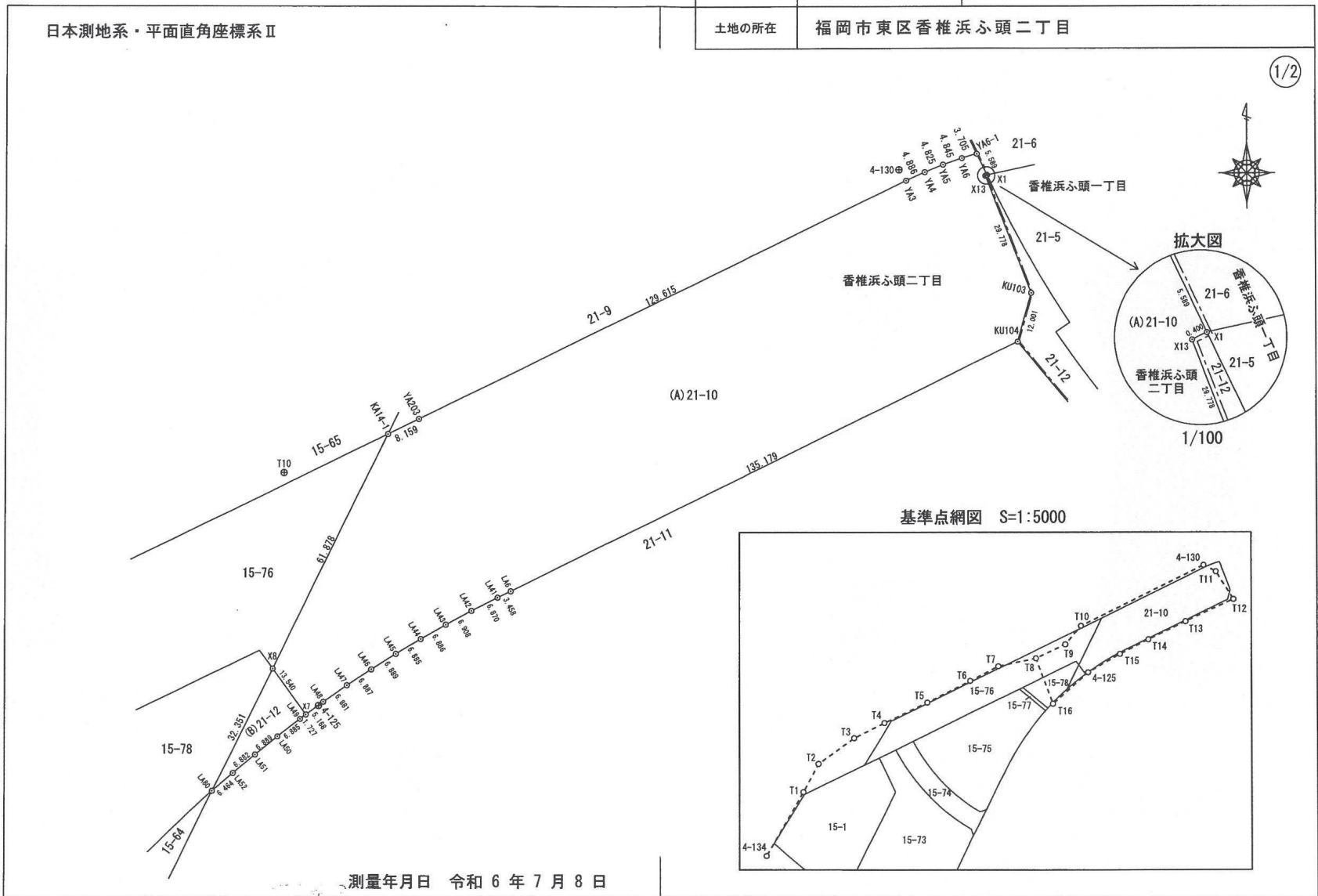
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年7月31日 福岡法務局

登記官

檀英俊



地番	21-10, 21-12	地積測量図
土地の所在	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目	



作製者	福岡市東区香椎駅前二丁目15番1号 土地家屋調査士 辻田之好 令和6年7月12日	被代位者	福岡市	囑託者	福岡市長 高島 宗一郎	縮尺	1/1000
-----	--	------	-----	-----	-------------	----	--------

登記年月日：令和6年7月24日

令和6年7月31日
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
福岡法務局

登記官

檀英俊



日本測地系・平面直角座標系Ⅱ

座 標 求 積 表

地 番	(A) 21-10				
No.	標 識	Xn	Yn	辺 長	点間No
X8		72909.252	-53223.138	13.540	X7
X7	新・金属プレート	72898.363	-53215.090	5.168	LA48
LA48	既・金属プレート	72901.387	-53210.899	6.881	LA47
LA47	既・金属プレート	72905.295	-53205.236	6.887	LA46
LA46	既・金属プレート	72909.089	-53199.488	6.889	LA45
LA45	既・金属プレート	72912.749	-53193.652	6.885	LA44
LA44	既・金属プレート	72916.279	-53187.741	6.886	LA43
LA43	既・金属プレート	72919.674	-53181.750	6.908	LA42
LA42	既・金属プレート	72922.965	-53175.676	6.870	LA41
LA41	既・金属プレート	72926.077	-53169.551	3.458	LA6
LA6	既・金属プレート	72927.581	-53166.437	135.179	KU104
KU104	新・金属プレート	72986.444	-53044.747	12.001	KU103
KU103	新・金属プレート	72997.998	-53041.503	29.778	X13
X13		73025.737	-53052.332	0.400	X1
X1		73025.911	-53051.972	5.589	YA6-1
YA6-1		73030.942	-53054.406	3.705	YA6
YA6		73029.933	-53057.971	4.845	YA5
YA5		73028.388	-53062.563	4.825	YA4
YA4		73026.610	-53067.048	4.886	YA3
YA3		73024.599	-53071.501	129.615	YA203
YA203		72968.177	-53188.191	8.159	KA14-1
KA14-1	既・コンクリート杭	72964.636	-53195.542	61.878	X8
				倍 面 積	16950.618089
				面 積	8475.3090445
				地 積	8475.30 m ²

地 番	(B) 21-12				
No.	標 識	Xn	Yn	辺 長	点間No
LA80	既・金属プレート	72880.297	-53237.566	6.464	LA52
LA52	既・金属プレート	72884.528	-53232.679	6.882	LA51
LA51	既・金属プレート	72888.913	-53227.375	6.889	LA50
LA50	既・金属プレート	72893.197	-53221.980	6.885	LA49
LA49	既・金属プレート	72897.353	-53216.491	1.727	X7
X7	新・金属プレート	72898.363	-53215.090	13.540	X8
X8		72909.252	-53223.138	32.351	LA80
				倍 面 積	377.657137
				面 積	188.8285685
				地 積	188.82 m ²

公式 $A=1/2 \sum (X_2-Y_1)(Y_1+Y_2)$

測量年月日 令和 6 年 7 月 8 日

作 製 者	福岡市東区香椎駅前二丁目15番1号 土地家屋調査士 辻田之好 令和 6 年 7 月 12 日	被代位者	福岡市	嘱 託 者	福岡市長 高 島 宗 一 郎	縮 尺	／
-------	--	------	-----	-------	----------------	-----	---

地 番	21-10, 21-12	地 積 測 量 図
土地の所在	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目	

既 知 点 座 標 一 覧 表

測 点 名	X 座 標	Y 座 標	種 別
4-125	72900.500	-53212.028	4級基準点(金属標)
4-130	73027.159	-53073.264	4級基準点(金属標)
4-134	72683.491	-53597.110	4級基準点(金属標)

引 照 点 座 標 リ ス ト

測 点 名	X 座 標	Y 座 標	種 別
T10	72955.527	-53220.432	金属標(真鍮)

2/2

境界点写真

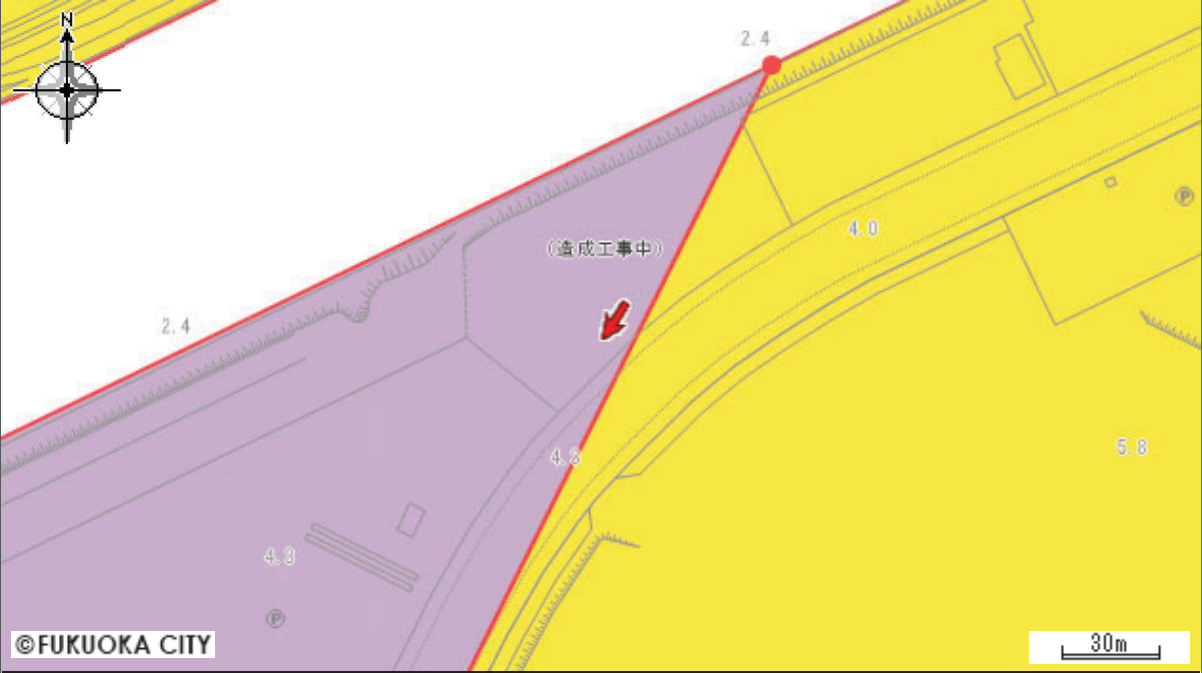
X11	新設コンクリート杭	近 景	遠 景
			
X9	新設コンクリート杭	近 景	遠 景
			
X10	新設金属プレート	近 景	遠 景
			
X7	新設金属プレート	近 景	遠 景
			
LA56	既設金属プレート	近 景	遠 景
			

境界点写真

LA55	既設金属プレート	近 景	遠 景
			
LA54	既設金属プレート	近 景	遠 景
			
LA53	既設金属プレート	近 景	遠 景
			
LA80	既設金属プレート	近 景	遠 景
			
LA52	既設金属プレート	近 景	遠 景
			

境界点写真

LA51	既設金属プレート	近 景	遠 景
			
LA50	既設金属プレート	近 景	遠 景
			
LA49	既設金属プレート	近 景	遠 景
			



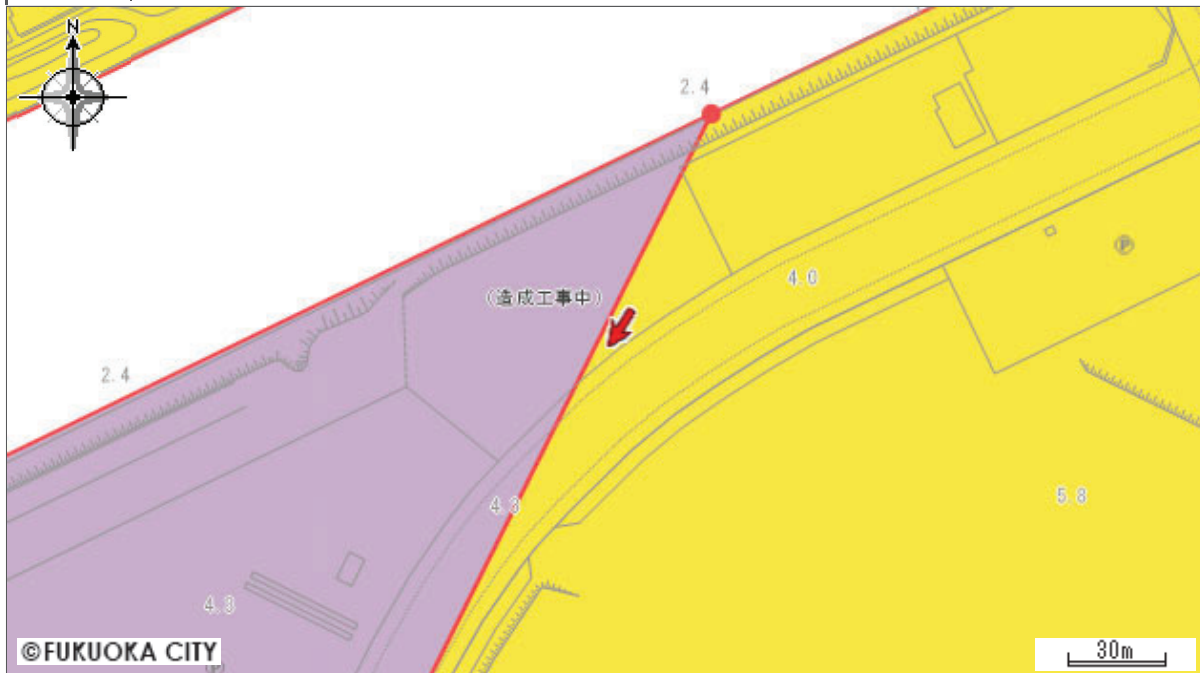
区域区分	市街化区域
用途地域	準工業地域
建蔽率 (%)	60
容積率 (%)	300
外壁の後退距離 (m)	-
建築物高さの最高限度 (m)	-
指定区域区分界	-
特別用途地区	-
高度地区	-
高度利用地区	-
防火・準防火地域	-
風致地区	-
駐車場整備地区	-
臨港地区	臨港地区
特別緑地保全地区	-
流通業務地区	-
生産緑地地区	-
一団地の住宅施設	-
地区計画等	-
土地区画整理事業	-
建築協定	-
緑地協定	-
特定まちづくりルール	-
都市計画道路 (詳細は こちら をクリック)	-
都市景観形成地区	-
景観計画区域	港湾ゾーンに該当します。(詳細は こちら をクリック)
屋外広告物地域区分	商業・沿道系地域に該当します。(詳細は こちら をクリック)
屋外広告物禁止地域	-
その他	市街化区域内で、防火地域及び準防火地域以外の区域は、建築基準法第22条の規定に基づく区域が指定されています。 主なお問い合わせ先 (こちら をクリック)

(注) 上記情報は、都市計画などの内容を証明するものではありません。
また、パソコンの環境により、画面上や印刷時の縮尺と異なる場合があります。

<主なお問い合わせ先>

●都市計画道路 (図中の黒太線)	: 交通計画課	TEL092-711-4393 (直通)
●市街化調整区域における建築行為	: 開発・建築調整課	TEL092-711-4588 (直通)
●市街化調整区域における建蔽率、容積率	: 建築指導課	TEL092-711-4575 (直通)
●景観計画	: 都市景観室	TEL092-711-4589 (直通)
●屋外広告物	: 都市景観室	TEL092-711-4395 (直通)
●風致地区、緑地協定	: みどり活用課	TEL092-711-4367 (直通)
●建築協定	: 開発・建築調整課	TEL092-711-4777 (直通)
●日影規制、角地緩和	: 建築審査課	TEL092-711-4577 (直通)

その他、都市計画に関する内容は、都市計画課でご確認ください。TEL092-711-4388 (直通)



区域区分	市街化区域
用途地域	第 2 種住居地域
建蔽率 (%)	60
容積率 (%)	200
外壁の後退距離 (m)	-
建築物高さの最高限度 (m)	-
指定区域区分界	-
特別用途地区	-
高度地区	第二種 20 M 高度地区 (詳細は こちらをクリック)
高度利用地区	-
防火・準防火地域	-
風致地区	-
駐車場整備地区	-
臨港地区	-
特別緑地保全地区	-
流通業務地区	-
生産緑地地区	-
一団地の住宅施設	-
地区計画等	-
土地区画整理事業	-
建築協定	-
緑地協定	-
特定まちづくりルール	-
都市計画道路 (詳細は こちらをクリック)	-
都市景観形成地区	-
景観計画区域	一般市街地ゾーンに該当します。 (詳細は こちらをクリック)
屋外広告物地域区分	商業・沿道系地域に該当します。 (詳細は こちらをクリック)
屋外広告物禁止地域	-
その他	市街化区域内で、防火地域及び準防火地域以外の区域は、建築基準法第22条の規定に基づく区域が指定されています。 主なお問い合わせ先 (こちらをクリック)

(注) 上記情報は、都市計画などの内容を証明するものではありません。

また、パソコンの環境により、画面上や印刷時の縮尺と異なる場合があります。

<主なお問い合わせ先>

●都市計画道路 (図中の黒太線)	: 交通計画課	TEL092-711-4393 (直通)
●市街化調整区域における建築行為	: 開発・建築調整課	TEL092-711-4588 (直通)
●市街化調整区域における建蔽率、容積率	: 建築指導課	TEL092-711-4575 (直通)
●景観計画	: 都市景観室	TEL092-711-4589 (直通)
●屋外広告物	: 都市景観室	TEL092-711-4395 (直通)
●風致地区、緑地協定	: みどり活用課	TEL092-711-4367 (直通)
●建築協定	: 開発・建築調整課	TEL092-711-4777 (直通)
●日影規制、角地緩和	: 建築審査課	TEL092-711-4577 (直通)
その他、都市計画に関する内容は、都市計画課でご確認ください。		TEL092-711-4388 (直通)

博多港臨港地区及び分区指定図

1:40,000
0 500 1000 2000 3000m



凡 例	
	商 港 区
	特殊物資港区
	工 業 港 区
	保 安 港 区
	マリーナ港区
	修景厚生港区
	無 分 区

小戸地区

小戸ヨットハーバー地区

荒津地区

須崎ふ頭地区

博多ふ頭地区

中央ふ頭地区

東浜ふ頭地区

箱崎ふ頭地区

香椎パークボート地区

アイランドシティ地区

洪水ハザードマップ



わが家の避難所

凡例

洪水浸水想定区域		避難所・避難場所	
想定最大規模	参考：計画規模		避難所(洪水時使用可)
 0.5m未満の区域	 0.5m未満の区域		避難所(洪水時使用可、土砂使用不可)
 0.5～1.0mの区域	 0.5～1.0mの区域		避難場所(洪水時使用可)
 1.0～2.0mの区域	 1.0～2.0mの区域		避難場所(洪水時使用可、土砂使用不可)
 2.0～3.0mの区域	 2.0～3.0mの区域		小学校通学区域
 3.0～5.0mの区域	 3.0～5.0mの区域		避難所までの経路（マップに書き込みましょう）
 氾濫流	平成21年7月豪雨の浸水実績 にもとづいた浸水想定区域		
 河岸侵食			
浸水継続時間		- システムでレイヤーを非表示とした避難所・災害種別等は、印刷されませんので、十分ご注意ください。 - 雨の降り方によって浸水の状況が変わるため、このマップで示した以外の場所も浸水する可能性がありますので、十分ご注意ください。（想定河川：多々良川、宇美川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川、瑞梅寺川、雷山川） - 日頃から地域や家族と話し合い、自分の避難先や避難経路を確認し、マップに書き込んでおきましょう。	
 12時間未満の区域	 平成21年7月豪雨の浸水実績 にもとづいた浸水想定区域		
 12時間～1日未満の区域			
 1日～3日未満の区域			
 3日～1週間未満の区域			

高潮ハザードマップ



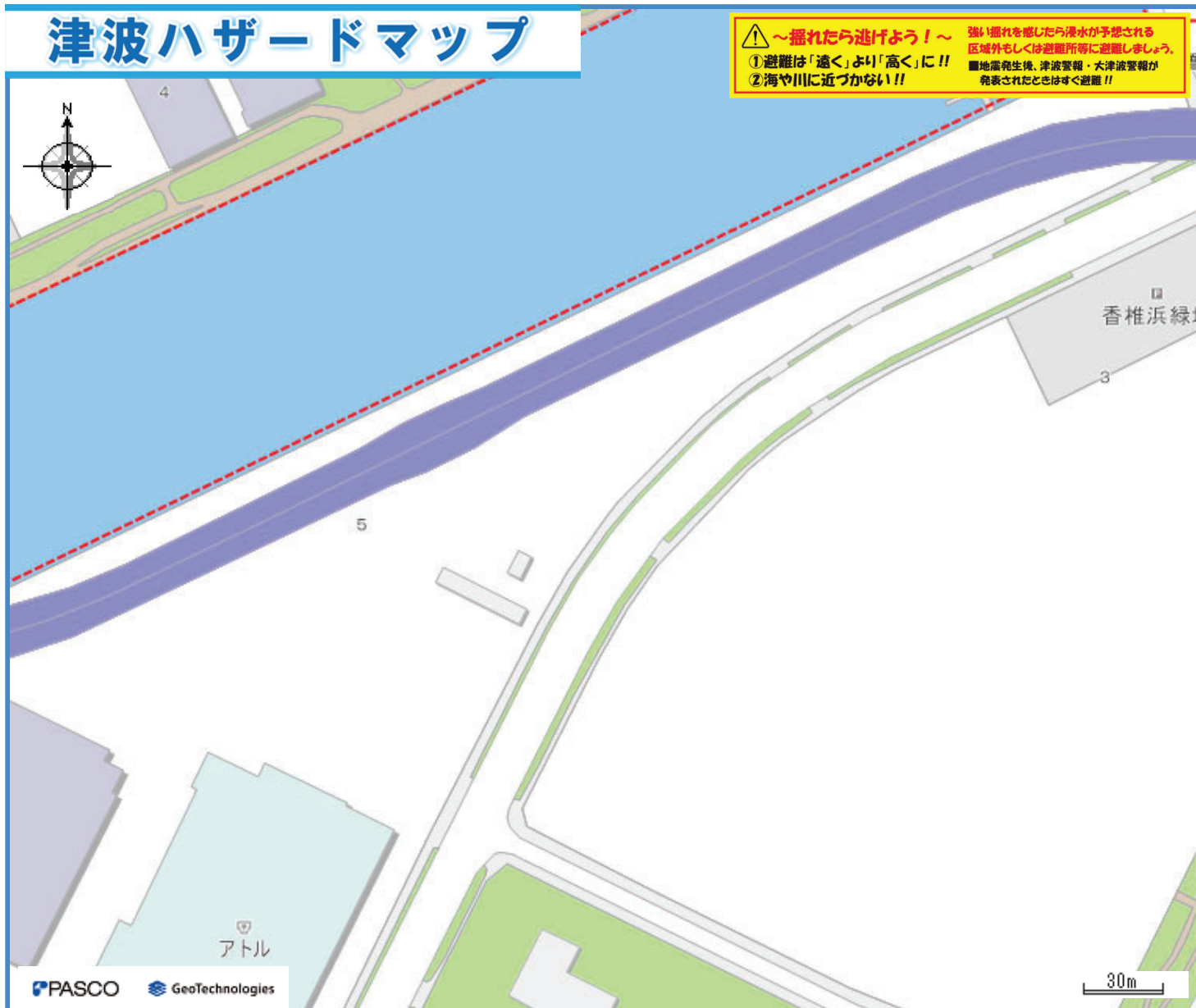
わが家の避難所

凡例

避難所・避難場所		高潮浸水想定区域	
	避難所（高潮時使用可）	0.5m未満	0.5m以上 1.0m未満
	避難場所（高潮時使用可）	1.0m以上 3.0m未満	3.0m以上
	小学校通学区域	高潮浸水継続時間	
	避難所までの経路（マップに書き込みましょう）	12時間未満の区域	12時間～1日未満の区域

- システムでレイヤーを非表示とした避難所・災害種別等は、印刷されませんので、十分ご注意ください。
- 状況によっては、このマップで示した以外の場所でも浸水等が発生する可能性がありますので、十分ご注意ください。
- 日頃から地域や家族と話し合い、自分の避難先や避難経路を確認し、マップに書き込んでおきましょう。

津波ハザードマップ

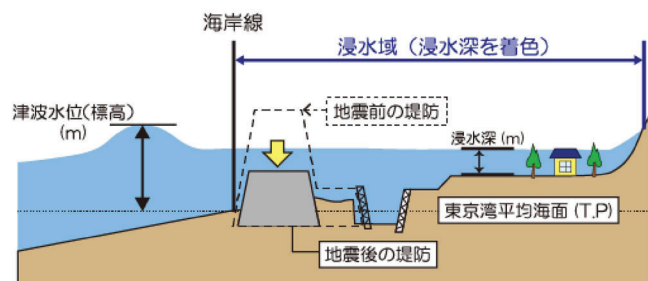


わが家の避難所

凡例

避難所・避難場所	
	避難所（津波時使用可）
	避難場所（津波時使用可）
	小学校通学区域
	避難所までの経路（マップに書き込みましょう）
津波浸水想定区域	
■ 想定される浸水深の目安	
	2.0m～5.0m 未満
	1.0m～2.0m 未満
	0.3m～1.0m 未満
	0.01m～0.3m 未満
※浸水深とは 水面～地盤までの深さ	
木造家屋には避難しない	

浸水域と浸水深の模式図



※日本の土地の高さ（標高 T.P）は、東京湾の平均海面を基準（標高 0m）として測られており、津波水位（標高 T.P）は、この東京湾平均海面からの高さを示しています。

博多湾の期望平均満潮位：TP1.16m

※期望平均満潮位とは、各月の朔（新月）または望（満月）の日の前 2 日、後 4 日以内に観測された最高満潮位の年平均値。

- システムでレイヤーを非表示とした避難所・災害種別等は、印刷されませんので、十分にご注意ください。
- 津波の大きさによって浸水の状況が変わるため、このマップで示した以外の場所も浸水する可能性がありますので、十分にご注意ください。
- 日頃から地域や家族と話し合い、自分の避難先や避難経路を確認し、マップに書き込んでおきましょう。

土砂災害ハザードマップ



わが家の避難所

凡例

避難所・避難場所	
	避難所(土砂使用可)
	避難所(土砂使用可、洪水時使用不可)
	避難場所(土砂使用可)
	避難場所(土砂使用可、洪水時使用不可)
	小学校通学区域
	避難所までの経路（マップに書き込みましょう）
土砂災害警戒区域	
	警戒区域（イエローゾーン）
	特別警戒区域（レッドゾーン）

避難の準備を始める目安

土砂災害の危険性が高くなってきた場合には、**避難準備情報**が発令されますので、発令された場合には、**避難行動**を開始しましょう。また、**避難準備情報**が発令されていない場合でも、危険を感じる場合には自主的に避難行動を開始しましょう。

- システムでレイヤーを非表示とした避難所・災害種別等は、印刷されませんので、十分ご注意ください。
- 状況によっては、このマップで示した以外の場所にも被害が発生する可能性がありますので、十分ご注意ください。
- 日頃から地域や家族と話し合い、自分の避難先や避難経路を確認し、マップに書き込んでおきましょう。

揺れやすさマップ



わが家の避難所

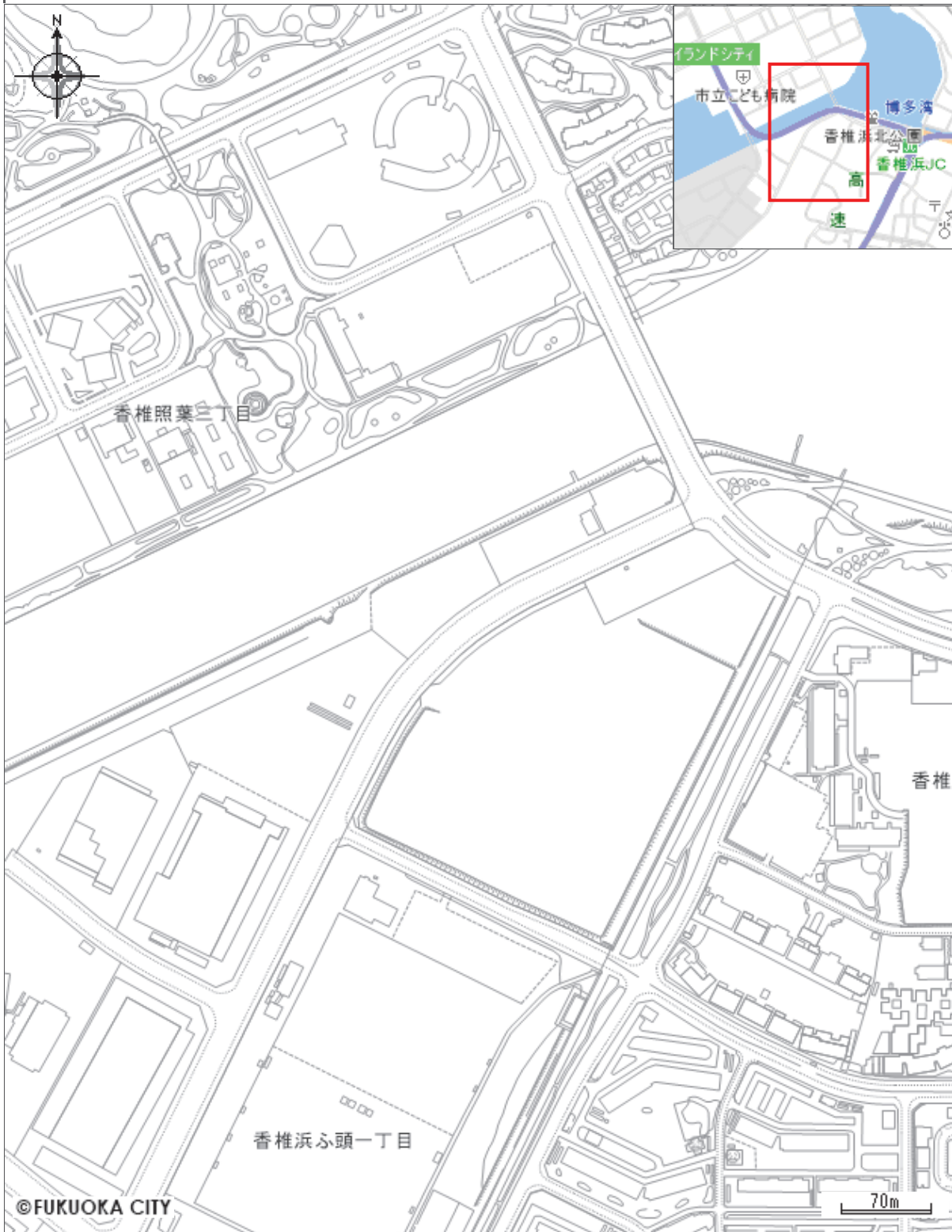
凡例

避難所・避難場所		揺れやすさマップ	
	避難所		5弱
	避難場所		5強
	小学校通学区域		6弱
	避難所までの経路（マップに書き込みましょう）		6強
			警固断層帯（推定）

- システムでレイヤーを非表示とした避難所・災害種別等は、印刷されませんので、十分ご注意ください。
- 地震の大きさによっては、このマップで示した以外の場所にも被害が発生する可能性がありますので、十分ご注意ください。
- 日頃から地域や家族と話し合い、自分の避難先や避難経路を確認し、マップに書き込んでおきましょう。

埋蔵文化財（遺跡）分布マップ

中心地 | 福岡市東区香椎浜ふ頭1丁目 付近



文化財保護法上の手続きには、最新の埋蔵文化財（遺跡）分布マップをご確認ください。
手続き方法等の詳細については、webサイト「福岡市の文化財」（<https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>）
をご覧ください。

印刷日時:2024/08/26 10:27:33



【共通事項】

- ・本図面は、**参考図**であり配水管埋設位置・弁栓類・給水施設等の取り出し位置や状況は現地と異なる場合がありますため、**現地確認は必ず行ってください**。
- ・本図面を不動産売買等の資料として利用される場合は、**参考図**として利用していただき**現地確認**と共に必要に応じて、**水道局給水審査課での確認**をお願いします。
- ・窓口（福岡市水道局）で交付する本図面等の各種情報により生じた直接的又は間接的な損害や不利益については、**その責任を負いません**。
- ・万一、水道施設に損傷を与えた場合は、その施設の**復旧に要した費用を請求**します。
- また、本図面を許可なく複製・転載・配布することを禁じます。

作成年月日 24.07.29

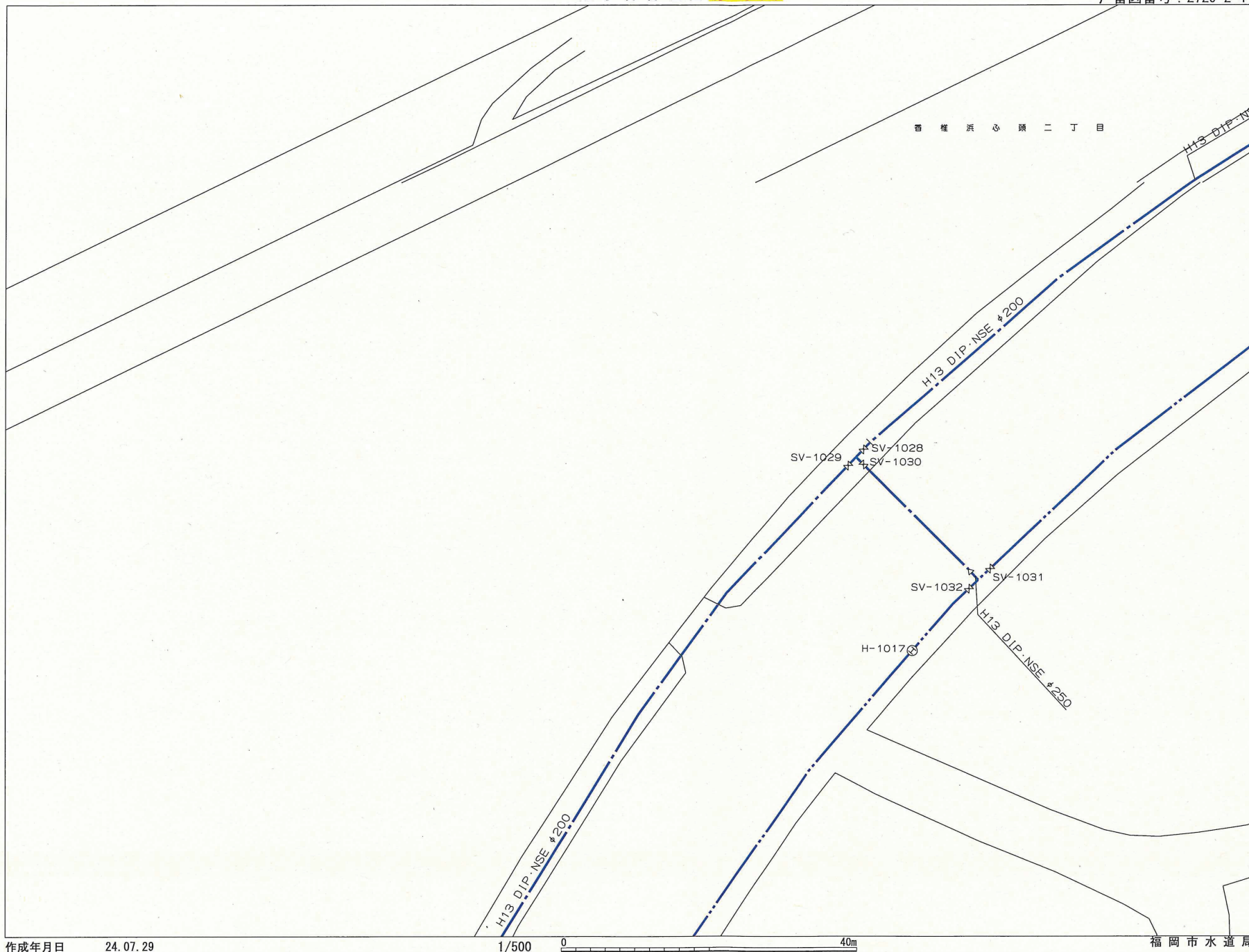
1/1000

0 80m

福岡市水道局

【工事・設計業務関係のお客さまへ】

- ・本図面を工事及び設計の資料として利用される場合は、**現地確認**と共に所管する**水道局保全課**との**事前協議**や**工事完成図による確認**をお願いします。
- ・既存の水道施設と近接する可能性のある工事については、**試掘**等による事前調査と現地確認を行ってください。
- また、当初の事前協議内容と変わった場合は、再度、**水道局保全課**と協議をお願いします。



【共通事項】

- ・本図面は、**参考図** であり配水管管理図位置・弁栓類・給水施設等の取り出し位置や状況は現地と異なる場合がありますため、**現地確認は必ず行ってください**。
- ・本図面を不動産売買等の資料として利用される場合は、**参考図** として利用していただき**現地確認** と共に必要に応じて、**水道局給水審査課での確認** をお願いします。
- ・窓口（福岡市水道局）で交付する本図面等の各種情報により生じた直接的又は間接的な損害や不利益については、**その責任を負いません**。
- ・万一、水道施設に損傷を与えた場合は、その施設の**復旧に要した費用を請求**します。
- ・また、本図面を許可なく複製・転載・配布することを禁じます。

作成年月日 24. 07. 29

1/500

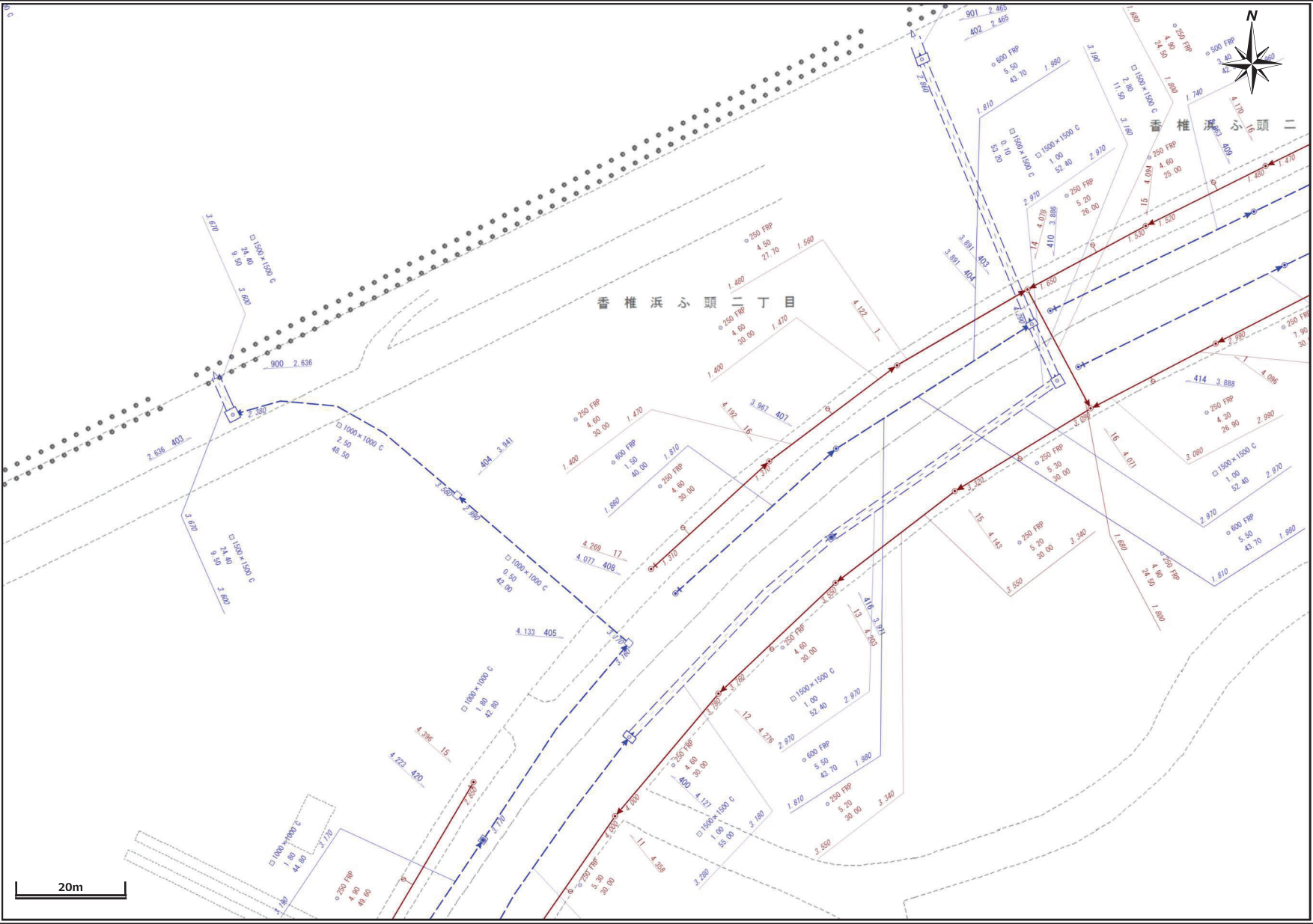
0 40m

福岡市水道局

【工事・設計業務関係のお客さまへ】

- ・本図面を工事及び設計の資料として利用される場合は、**現地確認** と共に所管する **水道局保全課** との **事前協議** や **工事完成図による確認** をお願いします。
- ・既存の水道施設と近接する可能性のある工事については、**試掘** 等による事前調査と現地確認を行ってください。
- ・また、当初の事前協議内容と変わった場合は、再度、**水道局保全課** と協議をお願いします。

福岡市公共下水道台帳施設平面図



0031 1B	003 2B	0031 3B
0031 1C	0031 2C	0031 3C
0031 1D	0031 2D	0031 3D

一般のお客さま（不動産業を含む）へ

本図面は、道路工事等により現地の状況と異なる場合があります。既存の道路施設や建物の位置関係等について特定するものではないため、下水道に関する参考資料として利用をお願いいたします。

また、本図面を許可なく複製・転載・配布することを禁じます。

【凡例】

- 管断面（形状）
250 呼び径（mm）
T 管種（別図参照）
- 250 T
- 1,500 1,480
- 1,500 1,480

【公共樹】（別図参照）

【人孔と接続管渠】

- 人孔種別（別図参照）
（1,500）人孔表面から管底
（1,480）までの深さ（m）
・矢印の向きは流れの方向を示す

※別図参照となっている凡例図が必要な方は、下水道管理課職員へ申し出てください。

工事・設計業務関係のお客様へ

本図面を含む公共下水道台帳施設平面図の写しは、あくまで参考図であり、本管・人孔・汚水桝・取付管などの位置は現地と異なる場合があります。この為、この図面を工事・設計などの資料として利用される場合は現場確認とともに、下水道管理課職員との事前協議や工事竣工による確認をお願いします。また、協議内容が変更された場合は、再度協議をお願いします。

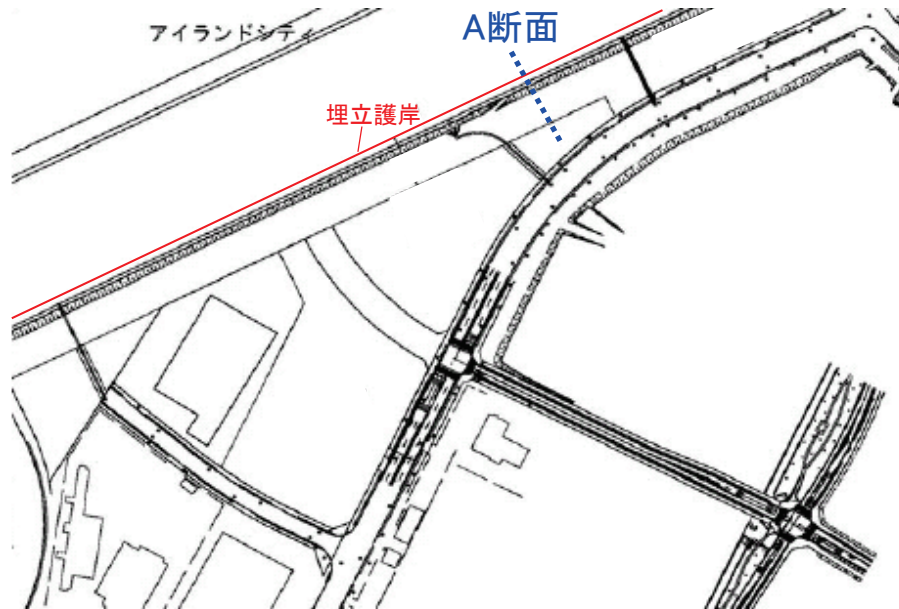
既存の下水道施設と下水道維持管理指針に基づく近接工事に該当、又は、近接する可能性のある場合は、試掘および探査ボーリング等の事前調査を実施すると共に必ず現場での確認を行ってください。

万一、福岡市の下水道施設に損傷等を与えた場合は、その施設の復旧等に要した費用を請求します。

福岡市道路下水道局
出力：令和6年5月8日

埋立護岸の位置等について

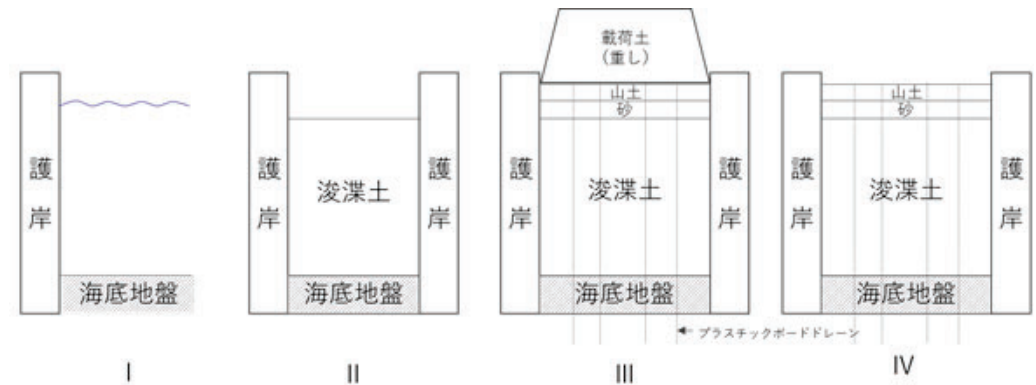
【埋立護岸の位置】



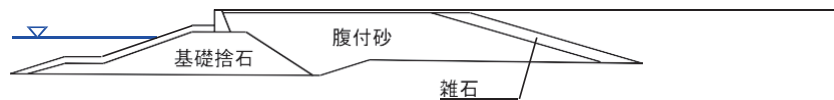
【参考】埋立工事の経緯

■埋立・地盤改良の工程

- I. 埋立区域を囲む護岸を築造
 - II. 埋立区域内を、博多湾の航路整備で生じた浚渫土(主として粘性土※)により埋立。
あわせて護岸により埋立区域内を分割。
 - III. 浚渫土は水分を含んでいるため、排水管の役割を果たすプラスチックボードドレーンを土中に打設し、重しとなる載荷土により圧密排水。
 - IV. 十分な水抜きが完了し、地盤が安定したら載荷土を撤去し、工事完了。
- ※浚渫土は、主として粘性土ですが、砂・砂礫等も含んでいます。



A断面 埋立護岸構造図



埋立護岸と公募対象地との位置関係は目安ですので、
詳細につきましては、事業者にて現地調査を実施のうえ、
ご確認ください。